

健康保険で鍼灸マッサージ治療を受けるには

「対象となる疾患であること」
「医師の同意書があること」の2点が条件です。

※次の疾患は鍼灸治療の健康保険取り扱いの対象です。
神経痛・リウマチ・腰痛症・五十肩・頸腕症候群・頸椎捻挫後遺症
その他これらに類似する疾患など。

※次の疾患はあん摩マッサージ指圧治療の保険取り扱いの対象です。
それぞれの病名によることなく次の症状が対象となります。
(例として脳血管障害後遺症・パーキンソン病・糖尿病など)
筋麻痺等・関節拘縮等

健康保険で鍼灸及びマッサージ治療を受けることのできる
病気とその手順について説明致します。

- ①これから通院する治療院に保険取り扱いをしているか
お問い合わせ下さい。
- ②その治療院へ「同意書」という用紙をもらいに行ってください。
- ③同意書を日頃治療を受けている病医院に持参し、必要事項を
記入していただいでください。
- ④記入済みの同意書、保険証と印鑑を持って治療院へ通院。
- ⑤その他の手続き等詳しい事項については、かかりつけの治療院に
お問い合わせ下さい。